

## 高額介護サービス費等の支給要件について（案）

介護保険法第51条及び第61条により、要介護又は要支援の被保険者が受けた居宅サービス又は施設サービスに係る利用者負担が著しく高額であるときは、高額介護サービス費又は高額居宅支援サービス費が支給されることとされており、その支給要件、支給額等は「居宅サービス又は施設サービスに必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して」政令で定めることとされている。

### 1. 高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費の対象となる「利用者負担」

○ 高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費（以下「高額サービス費」という。）の支給の対象となる利用者負担は、次に掲げるものとする。

- ① 居宅介護サービス費・居宅支援サービス費に係る利用者負担
- ② 特例居宅介護サービス費・特例居宅支援サービス費に係る利用者負担
- ③ 施設介護サービス費（食事の提供に要する費用を除く）に係る利用者負担
- ④ 特例施設介護サービス費（食事の提供に要する費用を除く）に係る利用者負担

### 2. 高額サービス費の支給要件

○ 高額サービス費は、健康保険制度等の高額療養費の支給要件や老人保健制度における一部負担金との整合性を図りつつ、長期にわたり継続してサービスが行われることが一般的に想定されるという介護の特性にかんがみ、以下の要件を満たす場合に支給するものとする。

#### （1）所得に応じた利用者負担の上限の設定

○ 健康保険制度等の高額療養費や老人保健制度における一部負担金との均衡を考慮し、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）のある一月の利用者負担の額の合計が、以下の所得区分ごとにそれぞれ定める利用者負担上限額（A円＞B円＞C円）を越える場合に、その越える額を高額サービス費として支給する。なお、所得区分については、そのサービスを利用した一のある基準日を捉えて、その基準日における所屬世帯及び所得状況で判断することを予定している。基準日については月の初日を検討中。

イ. 低所得者等（下記ロ及びハ）以外 A円/月

ロ. 市町村民税世帯非課税者等 B円/月

- ①その属する世帯の世帯主及び世帯員の全てについて市町村民税が非課税又は免除されている者（市町村民税世帯非課税者）
- ②利用者負担上限額がB円まで減額されなければ生活保護受給者になってしまう者

ハ. 老齢福祉年金受給者等 C円/月

- ①市町村民税世帯非課税者である老齢福祉年金受給者
- ②生活保護の被保護者
- ③利用者負担上限額がC円まで減額されなければ生活保護受給者になってしまう者

## (2) 上限額の設定

○ 上限額は、原則として、健康保険制度等の高額療養費の多数該当（※1）時の自己負担上限額との均衡を考慮して設定する。

（現行制度では、 低所得者等以外 : 37,200円/月  
市町村民税非課税等 : 24,600円/月）

○ なお、(1)イ（低所得者等以外）の者の上限額（A円/月）については、特例として、老人保健制度における入院時の一部負担金（現行制度では36,000円/月（※2））との均衡を考慮して設定する考え方もある。

また、(1)ハ（老齢福祉年金受給者等）の者の上限額（C円/月）については、老人保健制度における老齢福祉年金受給者（市町村民税非課税等に限る）の入院時の一部負担金（現行制度では、15,000円/月（※2））との均衡を考慮して設定する。

※1 多数該当：健康保険制度等の場合、自己負担上限額は、過去12ヶ月月の間に3回以上高額療養費を受けている場合には軽減される。

※2 平成12年度の1月（30日）当たりの入院時一部負担金の額

### (3) 世帯の利用者負担の上限の設定

- 健康保険制度等の高額療養費制度においては、一部負担金についていわゆる世帯合算が行われていることを踏まえ、同一世帯に要介護者等が複数いる場合であっても、(2)の上限額を当該世帯全体の利用者負担の上限額とする。(いわゆる世帯合算を行う。)

なお、世帯合算を行う世帯については、(1)の所得区分の判断と同様に、そのサービスを利用した一のある基準日を捉えて判断することを予定している。基準日については月の初日を検討中。

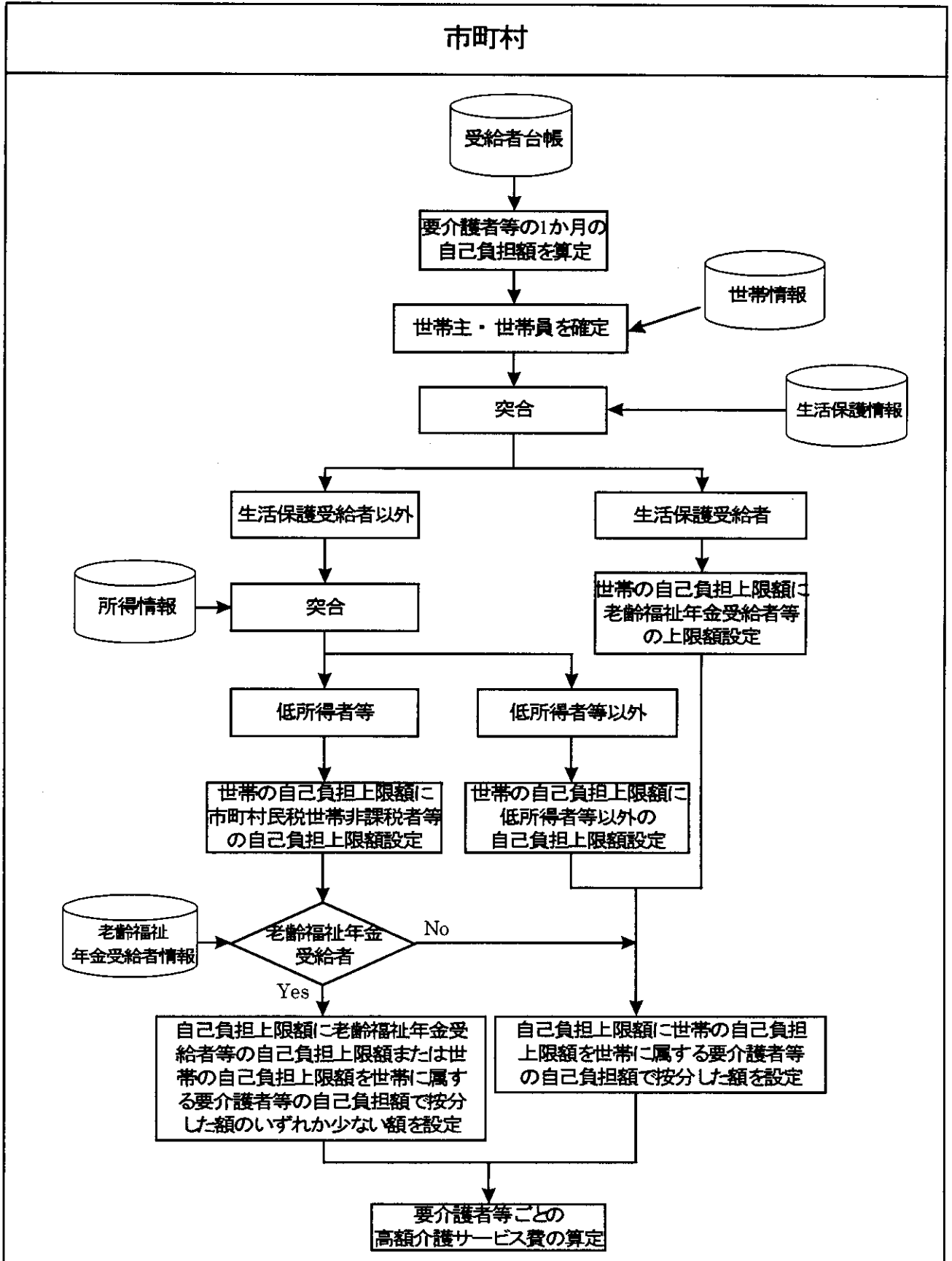
- 具体的には、介護保険法上は、高額サービス費は個々の要介護者等ごとに支給されることとなっているため、世帯としての利用者負担上限額(当該世帯が(1)のイ、ロ又はハ(②及び③に限る)のいずれに該当しているかによりA円、B円又はC円とする)を、個々の要介護者等の利用者負担の額に応じて按分して個々の要介護者等の利用者負担上限額を算定する。

ただし、(1)ハ、①の老齢福祉年金受給者については、個人に着目して上限額を減額していることから、世帯としての利用者負担上限額はB円として算定し、B円を個々の要介護者の利用者負担の額に応じて按分して個々の要介護者の上限額を算定し、老齢福祉年金受給者については、当該上限額がC円を越える場合にはC円を自己負担上限額として設定することとする。

大項目	中項目	小項目
高額介護サービス費	高額介護サービス費算定	高額介護サービス費算定
市町村		
<p>1 要介護者等の自己負担額算定            高額介護サービス費支給申請時の領収証の自己負担額を集計して1か月の自己負担額を算定して給付実績の自己負担額と突合する。</p> <p>2 世帯の確定            サービス利用月の基準日（=月の初日で検討中）において、被保険者の属する世帯の世帯主及び世帯員全員を確定する。</p> <p>3 世帯の自己負担上限額設定（基準日における所得区分の把握）</p> <p>① 生活保護受給者世帯            ・ 生活保護受給者世帯の場合、世帯の自己負担上限額は「老齢福祉年金受給者等の自己負担上限額」を設定する。</p> <p>② 低所得者等の世帯            ・ 低所得者等の世帯（被保険者が属する世帯の世帯主及び世帯員全員について市町村民税が非課税または免除）の場合、世帯の自己負担上限額は「市町村民税世帯非課税者等の自己負担上限額」を設定する。</p> <p>③ 低所得者等以外の世帯            ・ 上記①、②以外の世帯の場合、世帯の自己負担上限額は「低所得者等以外の自己負担上限額」を設定する。</p> <p>4 要介護者等ごとの自己負担上限額算定</p> <p>① 市町村民税世帯非課税者等かつ老齢福祉年金受給者の要介護者等            ・ 世帯の自己負担上限額を世帯に属する要介護者等の自己負担額で按分する。            ・ 按分した額または老齢福祉年金受給者等の自己負担額のいずれか少ない額を当該要介護者等の自己負担上限額とする。</p> <p>② ①以外の要介護者等            ・ 世帯の自己負担上限額を世帯に属する要介護者等の自己負担額で按分した額をそれぞれの要介護者等の自己負担上限額とする。</p> <p>5 要介護者等の高額介護サービス費の算定</p> <p>① 1か月の自己負担額合計が上記4項で算定された自己負担上限額を超える場合には、超えた額が高額介護サービス費として支給される。</p> <p>② 1か月の自己負担額合計が上記4項で算定された自己負担上限額以下の場合には、高額介護サービス費の支給要件に該当しない。</p>		
<p>備考</p> <p>1 被保護者には、生活保護受給停止中の者を含む。</p> <p>2 老齢福祉年金受給者には、受給停止中の者を除く。</p>		

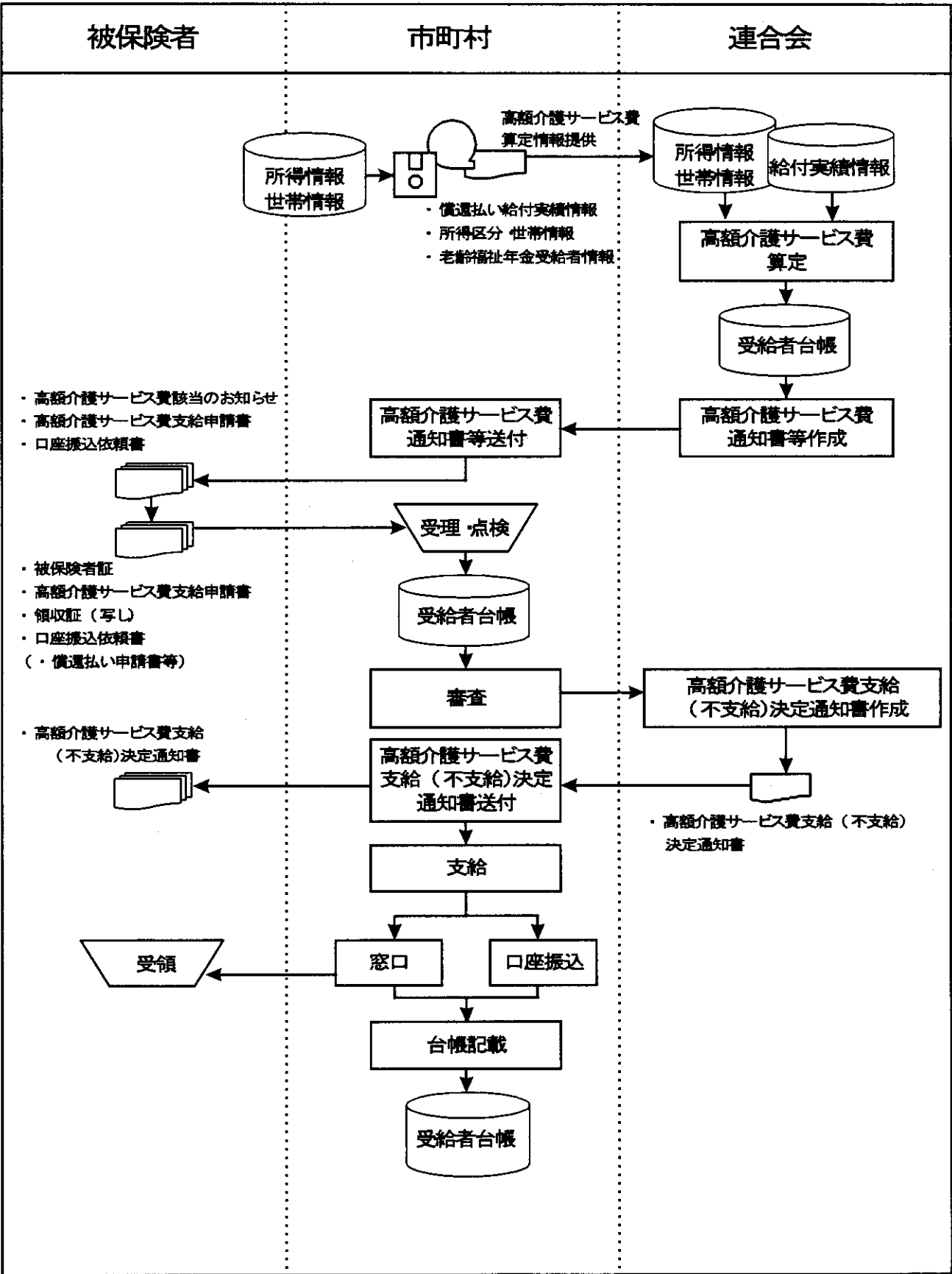
高額介護サービス費算定

市町村



大項目	中項目	小項目
高額介護サービス費	連合会に高額介護サービス費支給処理委託	高額介護サービス費支給申請を勧奨する場合
被保険者	市町村	連合会
<p>4 高額介護サービス費支給申請書に領収証（写し）、被保険者証を添えて申請する。</p> <p>償還払いがある場合、高額介護サービス費支給申請と同時に申請する。</p>	<p>1 高額介護サービス費の算定情報を連合会に提供する。</p> <p>① 給付実績情報（窓口で償還払いした給付実績情報）</p> <p>② 所得区分、世帯情報、老齢福祉年金受給者情報</p> <p>3 高額介護サービス費支給申請書、お知らせ文を送付する。</p> <p>5 申請内容を審査し高額介護サービス費の支給、不支給を決定する。</p> <p>7 高額介護サービス費支給（不支給）決定通知書を送付する。</p> <p>8 高額介護サービス費を支給する。</p> <p>9 高額介護サービス費支給実績を受給者台帳に記載する。</p>	<p>2 給付実績、市町村提供の高額介護サービス費支給要件に基づいて高額介護サービス費を算定し、支給申請書、お知らせ文を作成。</p> <p>6 提供された審査結果等に基づいて高額介護サービス費支給（不支給）決定通知書を作成。</p>
<p>備考</p> <p>1 償還払給付実績情報の連合会への提供</p> <p>① 償還払給付額管理処理を連合会に委託している場合は、情報提供が不要。</p> <p>② 償還払給付額管理処理を連合会に委託していない場合は、情報提供が必要。</p> <p>2 給付率の引き下げ（9割→7割）の処分を受けている被保険者の場合、高額介護サービス費の支給は不可。また、世帯合算の対象ともしない。</p>		

高額介護サービス費支給申請を勧奨する場合  
(連合会に処理委託)



高額介護サービス費支給申請を勧奨する場合（連合会に処理委託）の事務処理日程表

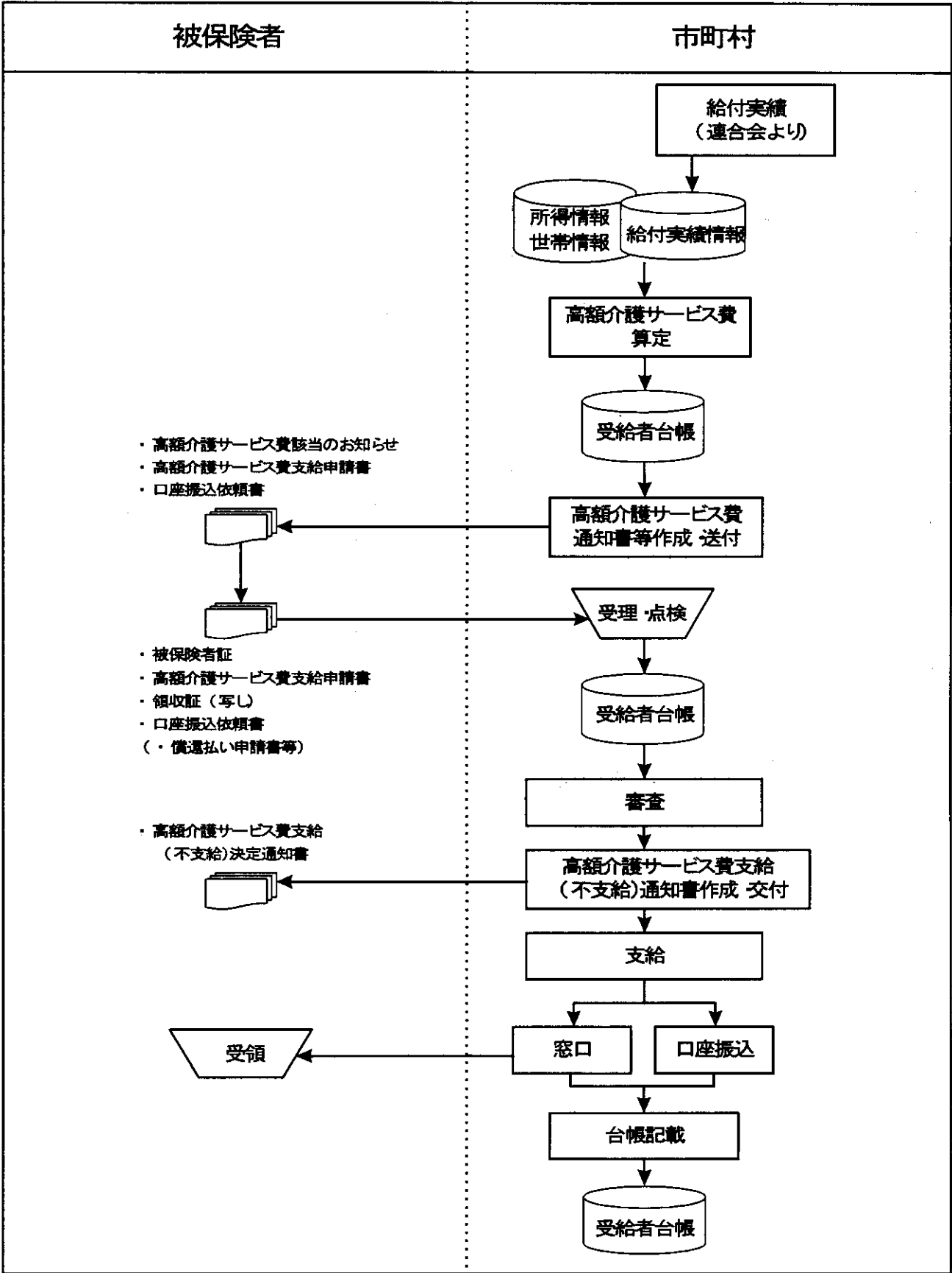
	サービス提供月	審査月	審査月翌月	審査月翌々月
被保険者	介護サービス利用	償還払い申請	高額介護サービス費支給申請	高額介護サービス費受領
市町村		償還払い受理・点検	確認送付	確認送付
		高額介護サービス費算定情報整理・送付	整理提供	整理提供
		サービス提供月の所得・生活保護・老齢福祉年金情報の整理	高額介護サービス費支給申請受理・点検	整理
連合会		介護報酬審査	給付実績関連処理	高額介護サービス費支給(不支給)決定通知書作成
			高額介護サービス費算定、申請書、お知らせ等作成	
事業者	介護サービス提供	介護報酬請求事務		





大項目	中項目	小項目
高額介護サービス費	市町村で高額介護サービス費支給処理実施	高額介護サービス費支給申請を勧奨する場合
被保険者	市町村	
<p>3 高額介護サービス費支給申請書に領収証（写し）、被保険者証を添えて申請する。 償還払いがある場合、高額介護サービス費申請と同時に申請する。</p>	<p>1 給付実績情報、高額介護サービス費支給要件に基づいて高額介護サービス費を算定する。</p> <p>2 高額介護サービス費の申請書、お知らせ文を作成して送付する。</p> <p>4 申請内容を審査し高額介護サービス費の支給、不支給を決定する。</p> <p>5 高額介護サービス費支給（不支給）決定通知書を作成して送付する。</p> <p>6 高額介護サービス費を支給する。</p> <p>7 高額介護サービス費支給実績を受給者台帳に記載する。</p>	
<p>備考</p> <p>1 高額介護サービス費支給処理を市町村で行う場合、連合会からの給付実績提供を待って行うことになる。</p>		

高額介護サービス費支給申請を勧奨する場合  
(市町村処理)



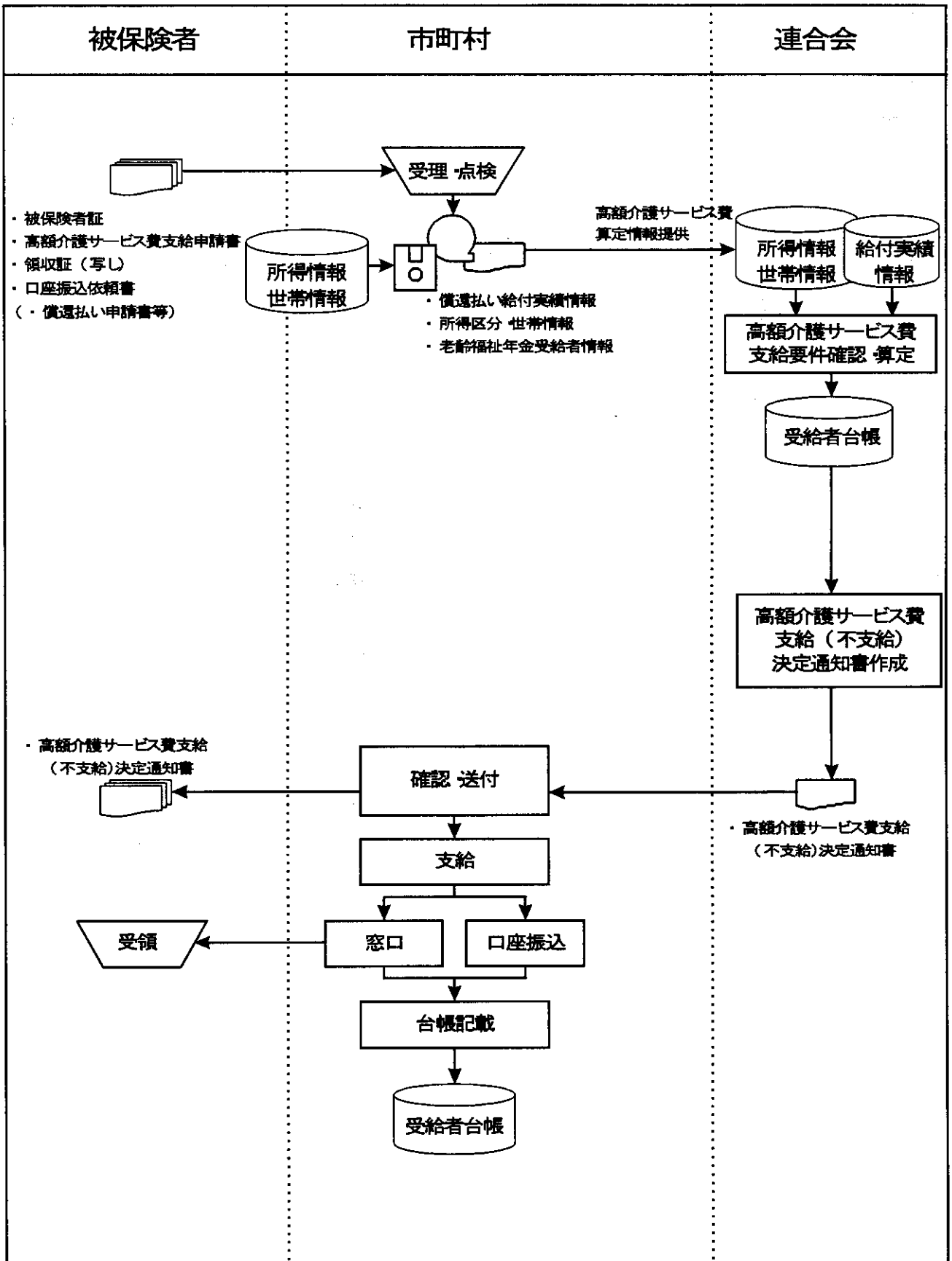
高額介護サービス費支給申請を勧奨する場合（市町村処理）の事務処理日程表

	サービス提供月	審査月	審査月翌月	審査月翌々月
被保険者	介護サービス利用	償還払い申請	高額介護サービス費支給申請、受領	
市町村		償還払い受理・点検 高額介護サービス費算定情報整理	確認送付 高額介護サービス費申請書お知らせ等作成	高額介護サービス費受理・点検、支給(不給)決定 通知書作成、支給 整理
連合会		サービス提供月の所得・生活保護・高齢福祉年金情報の整理	介護報酬審査 給付実績関連処理	介護報酬請求(給付実績送付)
事業者	介護サービス提供	介護報酬請求事務		



大項目	中項目	小項目
高額介護サービス費	連合会に高額介護サービス費支給処理委託	高額介護サービス費支給申請を勧奨しない場合
被保険者	市町村	連合会
<p>1 高額介護サービス費支給申請書に領収証（写し）、被保険者証を添えて申請する。</p> <p>償還払いがある場合、高額介護サービス費と同時に申請する。</p>	<p>2 申請を受理し内容を確認する。</p> <p>3 高額介護サービス費の算定情報を連合会に提供する。</p> <p>① 給付実績情報（窓口で償還払いした給付実績情報）</p> <p>② 所得区分、世帯情報、老齢福祉年金受給者情報</p> <p>③ 被保険者申請情報</p> <p>5 高額介護サービス費支給（不支給）決定通知書等の確認を行い送付する</p> <p>6 高額介護サービス費を支給する。</p> <p>7 高額介護サービス費支給実績を受給者台帳に記載する。</p>	<p>4 給付実績、市町村提供の高額介護サービス費支給要件、申請情報の確認と、高額介護サービス費の算定を行い、高額介護サービス費支給（不支給）決定通知書等を作成。</p>
<p>備考</p> <p>1 被保険者から高額介護サービス費支給の申請があった場合、その都度連合会に高額介護サービス費算定情報を送付して処理する。</p>		

高額介護サービス費支給申請を勧奨しない場合  
(連合会に処理委託)



### 高額介護サービス費支給申請を勧奨しない場合（連合会に処理委託）の事務処理日程表

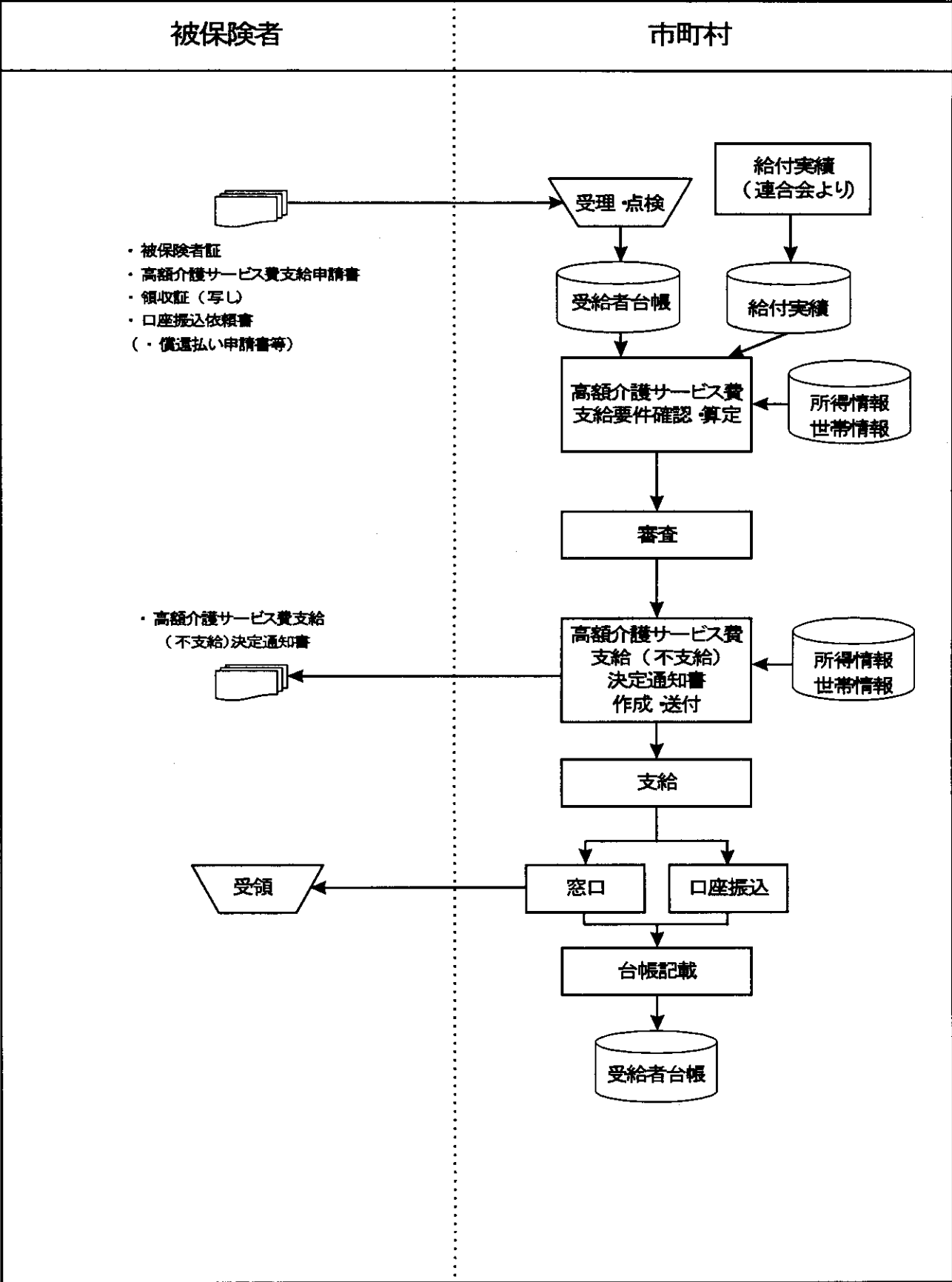
	サービス提供月	審査月	審査月翌月	審査月翌々月
被保険者	介護サービス利用	償還払い、高額介護サービス費支給申請	高額介護サービス費受領	
市町村		償還払い、高額介護サービス費受理・点検	高額介護サービス費支給	
		サービス提供月の所得・生活保護・老齢福祉年金情報の整理	確認送付	整理
連合会		介護報酬審査	給付実績関連処理	高額介護サービス費支給(不支給)決定通知書作成
事業者	介護サービス提供	介護報酬請求事務		





大項目	中項目	小項目
高額介護サービス費	市町村で高額介護サービス費支給処理実施	高額介護サービス費支給申請を勧奨しない場合
被保険者	市町村	
<p>1 高額介護サービス費支給申請書に領収証（写し）、被保険者証を添えてを申請する。 償還払いがある場合、高額介護サービス費と同時に申請する。</p>	<p>2 申請内容、給付実績、所得区分等により高額介護サービス費支給要件確認、算定・審査を行い高額介護サービス費の支給、不支給を決定する。</p> <p>3 高額介護サービス費支給（不支給）決定通知書を作成して送付する。</p> <p>4 高額介護サービス費を支給する。</p> <p>5 高額介護サービス費支給実績を受給者台帳に記載する。</p>	
備考		

高額介護サービス費支給申請を勧奨しない場合  
(市町村処理)



高額介護サービス費支給申請を勧奨しない場合（市町村処理）の事務処理日程表

	サービス提供月	審査月	審査月翌月	審査月翌々月
被 保 険 者	介護サービス利用	償還払い、高額介護サービス費支給申請	高額介護サービス費受領	
市 町 村		償還払い、高額介護サービス費受理・点検	確認送付	高額介護サービス費支給
		サービス提供月の所得・生活保護・老齢福祉年金情報の整理	高額介護サービス費算定情報整理	高額介護サービス費支給（不支給）決定通知書作成
連 合 会		介護報酬審査	給付実績関連処理	介護報酬請求（給付実績送付）
事 業 者	介護サービス提供	介護報酬請求事務		

